

狛江市規程第 14 号

狛江市地区消防隊設置規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 10 月 21 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市地区消防隊設置規程の一部を改正する規程

令和 8 年10月21日
規程第14号

狛江市地区消防隊設置規程（令和 6 年規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第 1 条 この規程は、市内における広域的な災害に対し、消防活動を中心とした地域防災の強化及び推進に資するボランティア組織としての狛江市地区消防隊（以下「地区消防隊」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。 （事業） 第 3 条 地区消防隊は、次に掲げる活動を行う。 （1） 広域的な災害が発生したときに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づく市災害対策本部の要請による<u>消防団活動への支援等</u> （2）・（3） （略） <u>（役員会）</u> 第 7 条 （略） 2・3 （略）	（目的） 第 1 条 この規程は、市内における<u>大規模震災による同時多発火災、延焼拡大等</u>の広域的な災害に対し、消防活動を中心とした地域防災の強化及び推進に資するボランティア組織としての狛江市地区消防隊（以下「地区消防隊」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。 （事業） 第 3 条 地区消防隊は、次に掲げる活動を行う。 （1） <u>大規模震災による同時多発火災、延焼拡大等</u>の広域的な災害が発生したときに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づく市災害対策本部の要請による<u>消火活動等</u> （2）・（3） （略） 第 7 条 （略） 2・3 （略）

付 則

この規程は、公布の日から施行する。